

令和7年度 区長業務説明会 議事録

日時

令和7年4月19日（土曜）

【第一部】13時15分～15時（対象：廃棄物減量等推進員兼任の区長）

【第二部】15時30分～16時50分（対象：区長）

※各区長には、第一部または第二部のいずれかの部に御出席いただきました。

※昨年度同様、「区長」と「廃棄物減量等推進員」を兼任する方に対しては、市役所からの会議出席要請を減らすために、「区長業務説明会」と「廃棄物減量等推進会議」を合同で開催しました。

会場

守谷市役所 大会議室

市等の出席者

・守谷市役所

藤坂副市長

市民協働推進課：中山次長兼課長、飯島課長補佐、石濱係長、島田主任、亀井主事

生活環境課：山崎課長、高橋係長

交通防災課：福島課長、長妻係長

・社会福祉協議会

高橋事務局長

説明会次第

説明会次第	
第一部	第二部
1 開会	1 開会
2 副市長挨拶	2 副市長挨拶
3 委嘱状交付	3 委嘱状交付
4 区長永年勤続表彰	4 区長業務説明会
5 区長業務説明会	5 質疑応答
6 廃棄物減量等推進員会議	6 閉会
7 質疑応答	
8 閉会	

区長業務説明

① 市民協働推進課 【資料1】【資料5】【資料6】

- ・ 資料1「令和7年度区長業務説明」を用いて、4月10日文書配布にて各区長にお届けしている「自治会ハンドブック」から、特に重要な点を抜き出して、石濱係長が説明しました。
- ・ 資料6「守谷市自治会連絡協議会とは」を用いて、守谷市自治会連絡協議会について石濱係長が説明しました。守谷市自治会連絡協議会は市内157自治会・町内会の区長で構成されていて、自治会・町内会同士の連絡、情報共有を行う目的で組織されています。もし積極的に自治会・町内会同士の連携を図る機会を考えた場合は、ぜひ役員へ立候補ください。役員の選出については資料5「令和7年度 守谷市自治会連絡協議会役員の選出について」をご確認ください。

② 生活環境課 【資料2】

- ・ 資料2「廃棄物関連でよくいただく質問」を用いて、過去の区長からよくいただいた質問について、高橋係長が説明しました。

③ 交通防災課 【資料3】

- ・ 資料3の「防犯灯・道路反射鏡（カーブミラー）設置申請について」を用いて長妻係長が説明しました。

④ 守谷市社会福祉協議会 【資料4】

- ・ 資料4の「守谷市社会福祉協議会事業への協力について」を用いて、高橋事務局長が説明しました

廃棄物減量等推進員会議（第一部のみ）

- ・ 別添資料の「廃棄物減量等推進員の手引き」を用いて、生活環境課の高橋係長が説明しました。特に常総環境センターの不燃ごみ処理施設で火災が発生したため、4月から不燃ごみの出し方が変わったことについて説明がありました。

その他（質疑応答）

【第一部】

区長：まちづくり協議会について目的等が分からない。自治会・町内会は、「市→まちづくり協議会→自治会・町内会」といった下部組織なのか。

市民協働推進課：各自治会・町内会とまちづくり協議会は上下の関係ではなく、互いに地域の課題を解決していくために相互に協力していく存在である。まちづくり協議会は、調整役といった役割も担っている。

区長：地区のカーブミラーについて、冬は結露してしまって危険だがどうしたらよいか。

交通防災課：連絡してもらえれば、現地を確認し、古いものであれば交換等の検討をする。連絡の際には、場所とカーブミラーの管理番号を伝えていただきたい。

区長：不燃ごみの捨て方を変更した集積所で周知するポスターについて、高齢者が多いため、サイズが大きいものをもらえないか。

生活環境課：汎用性の高いものとしてA4サイズのものを用意した。もしA3サイズが必要であれば、用意するので必要部数と地区名を教えてください。

区長：印刷機の貸出について、USBからの印刷はできるか。

市民協働推進課：USBからの印刷はできないので、紙で原本を持ってくるか事前に市民協働推進課にメールで資料を送付してほしい。

区長：不燃ごみの出し方変更について、自治会・町内会未加入者への周知は、どのようにしているのか。

生活環境課：HPやSNS等での周知をしている。また、ごみ集積所にポスターを貼れば捨てる際に確認できるため、生活環境課で用意しているラミネートしたポスターの設置をお願いしたい。

区長：不燃ごみの捨て方が変更になったが、今までと同じように捨ててしまったものは、回収してもらえないのか。

生活環境課：今回は周知時間が短かったため、4月中は指定日以外のもので例えば

「金属類・割れ物」の日にプラスチック類のものが混在していても収集するが、あくまで不燃ごみとして排出されたもので不燃ごみ以外のものが入っている場合は収集しない。どこかのタイミングでは、指定通りの出し方でない場合には収集しなくする予定であるが、時期については常総環境センターを使用している構成市との協議となる。
質問：集会所を保持していない場合の助成金について確認したい。 市民協働推進課：自治会・町内会で自治公民館を所持していない団体については、1回の上限金額を1,900円として、使用料の95%を助成する制度である。詳細については、ハンドブックのP34を確認してほしい。
区長：自治会・町内会の入会者が突然転出してしまい、自治会・町内会として把握できないため苦慮している。何とか転出した人を確認することはできないか。 市民協働推進課：個人情報であるため、転出についての情報を開示することはできない。市役所としてもできることがないか検討してみる。
区長：立哨報告をしているが、市民の人に理解してもらうためにも広報に掲載してほしい。 生活環境課：広報掲載については検討していく。
区長：不燃ごみの回収方法の変更について第3月曜日にした理由はあるのか。 生活環境課：年末年始や長期休暇等で回収できない日もあるため、構成市の担当者で検討を行い、各家庭への影響が小さいと思われる第3月曜日に設定した。
区長：公民館の修繕補助については、1年間待たなければいけないのか。 市民協働推進課：予算措置は議会の議決が必要になるため、原則は補助金を申請した翌年度に工事となる。ただし、雨漏りなどの緊急対応が必要な内容については、相談していただいた上で都度判断していく。
区長：公民館の消耗品等の助成はあるのか。 市民協働推進課：157ある自治会・町内会の消耗品や備品を市で助成するのは難しいので、自治会費等での対応をお願いしたい。

【第二部】

区長：防犯灯の色や明るさは変更できるか。

交通防災課：色や明るさを変更するのは、コストが大きくなるため、現在は考えていない。

区長：ごみ集積所が事故等によって破損した場合、修繕に係る市の助成金とかはあるか。

生活環境課：ごみ集積所は、原則自治会・町内会で設置・管理してもらっているため、市からの助成金等はない。事故等の場合は原因者の保険等での対応になると考えられる。

区長：社会福祉協議会のボランティアセンターと市役所のボランティア団体（スクールボランティア等）のすみわけはどのようになっているのか。

社会福祉協議会：社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は、福祉に特化している団体が多い。市役所のボランティア団体等がボランティア活動をする際のボランティア保険の窓口は社会福祉協議会になっている。ボランティアセンターは、災害時は災害ボランティアセンターとして機能するが、普段から地域に密着できるようにボランティア希望者等をつなぐ役割を担っている。

区長：4月から収集方法が変更された不燃ごみの外国人向けの周知はどのようになっているか。

生活環境課：現在、複数の言語への翻訳等を行っており、完了次第HPにおいて多言語での周知ができるように取り組んでいる。

区長：生ごみの堆肥化事業について、各地区の参加世帯数を知りたい。

生活環境課：常総環境センターが取りまとめているため、公開できる情報であるかをセンターに確認する。

区長：不燃ごみの捨て方の変更について、第3月曜日が3回目の月曜日なのか第3週の月曜日なのか迷ってしまう。また、ごみ袋が同じ物であるのでわかりづらい。

生活環境課：現在配布している紙のクリーンカレンダーは変更に対応できていない

が、修正したクリーンカレンダーをHP上で公開しているので参考にしてほしい。また、ごみ袋の変更は、常総環境センターに提案してみたい。

区長：自治会で使用しているPCについて、バージョンアップ等の費用が負担になっているため、公民館のPC等の貸出や維持費用の助成等の支援をしてほしい。

市民協働推進課：市では各自治会等の運営費用に対する助成を行っていない。費用が総額で100万円を超えるようなものについては、（一財）自治総合センターのコミュニティ助成の申請を検討してほしい（ハンドブックP35）。